

# 人事委員会年報

平成22年度



相模原市人事委員会



# 目次

## 第1章 組織の概要

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会の事務	1
4	人事委員会事務局の組織及び所掌事務	2
5	予算	3
6	人事委員会の開催状況	3

## 第2章 事業の概要

1	職員の任用	1 1
(1)	職員採用試験	1 1
(2)	職員採用試験実施結果	1 5
(3)	職員採用選考	1 6
(4)	職員採用選考実施結果	1 7
(5)	任命権者に委任している職員採用選考実施結果	1 7
(6)	昇任	1 8
(7)	特定任期付職員及び一般任期付職員の採用の承認等	1 8
2	職員の給与等に関する報告及び勧告	1 9
3	条例の制定、改廃に対する意見	2 2
4	勤務条件に関する措置の要求	2 3
5	不利益処分に関する不服申立て	2 3
6	苦情相談	2 4
7	職員団体の登録	2 4
8	管理職員等の範囲	2 4
9	労働基準監督機関としての職権の行使	2 5
10	人事委員会規則の制定、改廃	2 6



## 第1章 組織の概要

### 1 人事委員会の設置

地方公務員法第7条第1項の規定により、都道府県及び政令指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされ、また、同条第2項の規定により、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会を置くことができるとされています。

本市では、平成22年4月1日の政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成22年1月14日、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく相模原市人事委員会設置条例(平成21年相模原市条例第43号)により、人事委員会を設置しました。

### 2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

任期は4年ですが、委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4年、3年、2年とすることとされています。

本委員会の委員は、いずれも非常勤であり、その構成は次のとおりです。

(平成22年4月1日現在)

職	氏名	任期	現職
委員長	谷口 隆良	平成22年1月14日から 平成26年1月13日まで	弁護士
委員 (委員長職務代理者)	小俣 邦正	平成22年1月14日から 平成25年1月13日まで	株式会社昭和真空 代表取締役社長
委員	大塚 光子	平成22年1月14日から 平成24年1月13日まで	相模女子大学 理事長

### 3 人事委員会の事務

地方公務員法第8条の規定により、人事委員会が処理することとされている主な事務は、次のとおりです。

- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その

- 成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
  - (4) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
  - (5) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
  - (6) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
  - (7) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

#### 4 人事委員会事務局の組織及び所掌事務

平成22年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織 職員数8人(定数10人)

事務局長1人 — 次長1人 — 主査4人 — 主任2人

(2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関する事。
- イ 人事記録の管理に関する事。
- ウ 人事に関する統計報告に関する事。
- エ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関する事。
- オ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する事。
- カ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関する事。
- キ 競争試験、選考その他の任用に関する事。
- ク 職階制に関する事。
- ケ 給与の支払の監理に関する事。
- コ 分限及び懲戒に関する事(任命権者が所掌する事務を除く。)
- サ 勤務条件に関する措置の要求に関する事。
- シ 不利益処分についての不服申立てに関する事。
- ス 職員の苦情処理に関する事。
- セ 人事委員会規則、規程等の制定及び改廃に関する事。
- ソ 管理職員等の範囲に関する事。
- タ 職員団体の登録に関する事。
- チ 労働基準監督機関の職権行使に関する事。

- ツ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- テ 公印の管理に関すること。
- ト 文書の收受及び発送並びに整理及び保存に関すること。
- ナ 事務局の人事に関すること。
- ニ 予算の経理並びに物品の出納及び保管に関すること。
- ヌ 事務局の庶務に関すること。

## 5 予算

平成22年度における人事委員会の予算は、次のとおりです。

(単位:千円)

科目	予算額
款 総務費	39,687
項 人事委員会費	39,687
目 人事委員会費	39,687
報酬	5,484
報償費	469
旅費	1,027
交際費	53
需用費	5,535
役務費	949
委託料	9,722
使用料及び賃借料	14,371
備品購入費	110
負担金、補助金及び交付金	1,967

## 6 人事委員会の開催状況

平成22年度における人事委員会の開催状況は次のとおりです。

区分	開催年月日	議案等
第1回 定例会	平成22年 4月20日	議案 52 平成22年度相模原市職員採用試験の実施について 53 相模原市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について 54 平成22年職種別民間給与実態調査の実施について 55 平成22年(措)第1号事案について

		<p>報告</p> <p>8 任命権者に委任している昇任選考(実施結果の報告)について</p> <p>9 平成22年度の相模原市人事委員会に係る予算について</p>
第2回 定例会	平成22年 5月11日	<p>議案</p> <p>56 相模原市人事委員会事務局職員を相模原市選挙管理委員会及び相模原市の区の選挙管理委員会の事務に従事させる規程の制定について</p> <p>57 平成22年(措)第1号事案について</p> <p>報告</p> <p>10 受験案内(大学卒業程度等)の配布について</p>
第3回 定例会	平成22年 5月25日	<p>議案</p> <p>58 平成22年市議会6月定例会における条例改正に関する意見について</p> <p>報告</p> <p>11 任命権者に委任している採用選考に係る実施計画の通知について</p> <p>12 任命権者に委任している昇任試験に係る実施計画の通知について</p> <p>13 平成22年(措)第1号事案について</p> <p>14 平成22年5月21日付け審査請求申立書について</p>
第4回 定例会	平成22年 6月8日	<p>議案</p> <p>59 相模原市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則本則第8号の規定に基づく人事委員会の承認について</p> <p>60 平成22年(措)第2号事案について</p> <p>57 平成22年(措)第1号事案について(継続)</p> <p>報告</p> <p>15 採用試験(大学卒業程度等)の申込状況について</p> <p>16 人事委員会年報の作成について</p>

<p>第5回 定例会</p>	<p>平成22年 6月23日</p>	<p>議案 61 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則について 62 平成18年10月の一般職の職員の給料の切替えに伴う経過措置による給料の支給に関する規則及び平成21年4月の一般職の職員の給料の切替えに伴う経過措置による給料の支給に関する規則の一部を改正する規則について 63 相模原市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則本則第8号の規定に基づく人事委員会の承認について 60 平成22年(措)第2号事案について(継続) 64 職員採用試験【高校卒業程度】【免許・資格職】の実施について</p> <p>報告 17 任命権者に委任している昇任選考(実施計画の通知)について</p>
<p>第6回 定例会</p>	<p>平成22年 7月13日</p>	<p>議案 65 平成22年 給与に関する報告及び勧告について</p> <p>報告 18 平成22年職種別民間給与実態調査の実施状況について 19 平成22年(措)第1号事案について 20 受験案内(高校卒業程度等)の配布について 21 職員採用(大学卒業程度等)第1次試験の状況について 22 職員の懲戒処分について 23 任命権者に委任している昇任選考に係る実施結果の報告について</p>
<p>第7回 定例会</p>	<p>平成22年 7月28日</p>	<p>議案 65 平成22年 給与に関する報告及び勧告について(継続)</p> <p>報告 24 相模原市職員労働組合からの申し入れについて</p>
<p>第1回 臨時会</p>	<p>平成22年 8月10日</p>	<p>議案 66 職員の昇任選考について 67 相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び相模原市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について</p>

		68 相模原市一般職の給与に関する条例の規定に基づく規則の改正に係る協議について
第8回 定例会	平成22年 8月19日	議案 65 平成22年 給与に関する報告及び勧告について(継続) 69 平成22年度相模原市職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 70 身体障害者を対象とする相模原市職員採用選考の実施について  報告 25 平成22年 人事院勧告について 26 任命権者に委任している採用選考に係る実施計画の通知について
第9回 定例会	平成22年 8月31日	議案 65 平成22年 給与に関する報告及び勧告について(継続) 71 平成22年度相模原市職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について  報告 27 採用試験(高校卒業程度等)の申込状況について
第10回 定例会	平成22年 9月10日	議案 65 平成22年 給与に関する報告及び勧告について(継続)  報告 28 相模原市職員労働組合からの申し入れについて
第11回 定例会	平成22年 9月22日	議案 65 平成22年 給与に関する報告及び勧告について(継続) 72 平成22年度相模原市職員採用試験(大学卒業程度) 73 人事委員会の業務状況報告について  報告 29 日本自治体労働組合総連合神奈川県本部及び相模地域労働組合総連合からの要請について

第12回 定例会	平成22年 9月29日	議案 65 平成22年 給与に関する報告及び勧告について(継続)  報告 30 職員採用(高校卒業程度等)第1次試験の実施状況について 31 任命権者に委任している採用選考に係る実施計画の通知について
第13回 定例会	平成22年 10月20日	議案 57 平成22年(措)第1号事案について(継続)  報告 32 職員採用(高校卒業程度等)第1次試験の実施状況について(合格者) 33 採用試験(大学卒業程度)の申込状況について
第14回 定例会	平成22年 11月2日	議案 74 平成22年度相模原市職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 75 職員採用試験【免許・資格職】について  報告 34 職員採用選考(身体障害者を対象とする行政)第1次選考の実施状況について
第15回 定例会	平成22年 11月15日	議案 57 平成22年(措)第1号事案について(継続) 76 平成22年市議会12月定例会における条例改正に関する意見について
第16回 定例会	平成22年 11月30日	議案 77 相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について 78 平成18年10月の一般職の職員の給料の切替えに伴う経過措置による給料の支給に関する規則及び平成21年4月の一般職の職員の給料の切替えに伴う経過措置による給料の支給に関する規則の一部を改正する規則について 79 相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則について 80 相模原市一般職の給与に関する条例の規定に基づく規則の改正に係る協議について

		<p>81 平成22年度相模原市職員採用選考(身体障害者を対象とする行政)最終合格者の決定について</p> <p>報告</p> <p>35 職員採用(大学卒業程度)第1次試験の実施状況について</p> <p>36 任命権者に委任している採用選考に係る実施結果の報告について</p>
第17回 定例会	平成22年 12月15日	<p>議案</p> <p>57 平成22年(措)第1号事案について(継続)</p> <p>82 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の制定について</p> <p>83 相模原市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>84 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>報告</p> <p>37 任命権者に委任している競争試験に係る実施結果の報告について</p> <p>38 任命権者に委任している採用選考に係る実施計画の通知について</p> <p>39 任命権者に委任している昇任選考に係る実施計画の通知について</p>
第18回 定例会	平成23年 1月19日	<p>議案</p> <p>1 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>2 相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>3 相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について(通知)の一部改正について</p> <p>報告</p> <p>1 任命権者に委任している昇任選考に係る実施結果の報告について</p>
第19回 定例会	平成23年 2月2日	<p>議案</p> <p>4 平成22年度相模原市職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p>

第20回 定例会	平成23年 2月14日	議案 5 平成22年度相模原市職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 6 平成23年度相模原市職員採用試験の日程について  報告 2 任命権者に委任している採用選考に係る実施結果の報告について
第21回 定例会	平成23年 3月2日	議案 7 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則について 8 相模原市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則本則第8号の規定に基づく人事委員会の承認について 9 一般任期付職員の採用の承認について 10 一般任期付職員の採用の承認について 11 一般任期付職員の採用の承認について
第22回 定例会	平成23年 3月15日	議案 12 職員の昇任選考について 13 一般任期付職員の任期更新の承認について 14 相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則について 15 相模原市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則について 16 相模原市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則本則第8号の規定に基づく人事委員会の承認について  報告 3 任命権者に委任している採用選考に係る実施計画の通知について 4 任命権者に委任している昇任選考に係る実施計画の通知について
第23回 定例会	平成23年 3月30日	議案 17 平成23年度相模原市職員採用試験の実施について 18 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則について 19 相模原市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則について

	<p>20 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>21 相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>22 相模原市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について</p> <p>23 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する規則第3条第2項第3号の規定に基づく人事委員会の承認について</p> <p>24 相模原市一般職の給与に関する条例の規定に基づく規則の改正に係る協議について</p> <p>報告</p> <p>5 相模原市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則本則第8号の規定に基づく人事委員会の承認について</p> <p>6 平成23年3月31日付け人事委員会事務局職員の人事異動について</p> <p>7 平成23年4月1日付け人事委員会事務局職員の人事異動について</p>
--	---

<合計>

- ・ 定例会 23回
- ・ 臨時会 1回
- ・ 議案 68件
- ・ 報告 39件

## 第2章 事業の概要

### 1 職員の任用

地方公務員法第18条第1項の規定により、競争試験又は選考は人事委員会が行うこととされています。同法の規定により本委員会の権限とされている一般職員の任用に関する事項について職員の任用に関する規則等を制定し、職員の採用、昇任等について競争試験及び選考を行っています。

#### (1) 職員採用試験

平成22年度に実施した職員採用試験は、次のとおりです。

##### ア 大学卒業程度・免許資格職（第1次試験：平成22年6月27日）

区分		試験段階	内容	最終合格発表	受験資格
大学卒業程度	行政	第1次	教養Ⅰ・Ⅱ試験 (択一式)	9月1日	昭和55年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人
		第2次	集団面接		
		第3次	(1) 適性検査 (2) 面接カード (3) 集団討論 (4) 個別面接Ⅰ		
		第4次	個別面接Ⅱ		
	社会福祉	第1次	(1) 専門試験 (択一式) (2) 集団面接	8月20日	昭和55年4月2日から平成元年4月1日までに生まれ、社会福祉主事の任用資格を有するか、平成23年3月までに取得見込みの人
		第2次	(1) 適性検査 (2) 面接カード (3) 集団討論 (4) 個別面接		
土木					昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれ、土木の専門課程を既に修了しているか、平成23年3月までに終了見込みの人

	建 築				昭和 50 年 4 月 2 日から平成元年 4 月 1 日までに生まれ、建築の専門課程を既に修了しているか、平成 23 年 3 月までに終了見込みの人
	消 防	第1次	(1) 教養 I・II 試験 (択一式) (2) 体力検査 (3) 集団面接	8 月 20 日	昭和 59 年 4 月 2 日から平成元年 4 月 1 日までに生まれ、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができる人
		第2次	(1) 適性検査 (2) 面接カード (3) 身体検査 (4) 集団討論 (5) 個別面接		
	学校事務	第1次	(1) 教養 I・II 試験 (択一式) (2) 集団面接	8 月 20 日	昭和 55 年 4 月 2 日から平成元年 4 月 1 日までに生まれた人
		第2次	(1) 適性検査 (2) 面接カード (3) 個別面接		
免 許 資 格 職	保 健 師	第1次	専門試験(択一式)	8 月 20 日	昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれ、保健師免許を有するか、平成 22 年度に行われる保健師国家試験により免許取得見込みの人
		第2次	(1) 適性検査 (2) 面接カード (3) 集団討論 (4) 個別面接		
	獣 医 師	第1次	(1) 専門試験 (択一式) (2) 集団面接	8 月 20 日	昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれ、獣医師免許を有するか、平成 22 年度に行われる獣医師国家試験により免許取得見込みの人
		第2次	(1) 適性検査 (2) 面接カード (3) 個別面接		

イ 高校卒業程度・免許資格職（第1次試験：平成22年9月26日）

区分		試験 段階	内容	最終合格 発表	受験資格
高 校 卒 業 程 度	行 政	第1次	(1) 教養Ⅰ・Ⅱ試験 (択一式) (2) 集団面接	11月5日	平成元年4月2日から平成5 年4月1日までに生まれた人
		第2次	(1) 適性検査 (2) 面接カード (3) 集団討論 (4) 個別面接		
	消 防	第1次	(1) 教養Ⅰ・Ⅱ試験 (択一式) (2) 体力検査 (3) 集団面接	11月5日	平成元年4月2日から平成5 年4月1日までに生まれ、赤 色、青色及び黄色の色彩の 識別ができる人
		第2次	(1) 適性検査 (2) 面接カード (3) 身体検査 (4) 集団討論 (5) 個別面接		
	学 校 事 務	第1次	(1) 教養Ⅰ・Ⅱ試験 (択一式) (2) 集団面接	11月5日	平成元年4月2日から平成5 年4月1日までに生まれた人
		第2次	(1) 適性検査 (2) 面接カード (3) 個別面接		
免 許 資 格 職	栄 養 士	第1次	(1) 専門試験 (択一式) (2) 集団面接	11月5日	昭和59年4月2日以降に生 まれ、栄養士の免許を有する か、平成23年3月までに取 得見込みの人
		第2次	(1) 適性検査 (2) 面接カード (3) 集団討論 (4) 個別面接		

学 校 栄養士	第1次	(1) 専門試験 (択一式) (2) 集団面接	11月5日	昭和59年4月2日以降に生まれ、栄養士の免許を有するか、平成23年3月までに取得見込みの人
	第2次	(1) 適性検査 (2) 面接カード (3) 集団討論 (4) 個別面接		

ウ 大学卒業程度（第1次試験：平成22年11月23日）

区分	試験段階	内容	最終合格発表	受験資格
行 政	第1次	事務適性試験 (択一式)	平成23年 2月4日	(1) 昭和55年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 (2) 大学等を平成20年3月以降に卒業又は平成23年3月までに卒業見込みの人
	第2次	集団面接		
	第3次	(1) 適性検査 (2) 面接カード (3) 個別面接Ⅰ		
	第4次	個別面接Ⅱ		

エ 免許資格職（第1次試験：平成22年12月22日）

区分	試験段階	内容	最終合格発表	受験資格
理学療法士	第1次	(1) 専門試験 (記述式) (2) 適性検査 (3) 面接カード (4) 集団面接	平成23年 2月18日	昭和50年4月2日以降に生まれ、理学療法士免許を有するか、平成22年度に行われる理学療法士国家試験により免許取得見込みの人
作業療法士		第2次		個別面接

言語聴覚士		昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれ、言語聴覚士免許を有するか、平成 22 年度に行われる言語聴覚士国家試験により免許取得見込みの人
-------	--	---

## (2) 職員採用試験実施結果

平成22年度に実施した職員採用試験実施結果は、次のとおりです。

試験区分	第1次試験 実施日	申込者数	第1次試験 受験者数 (合格者数)	第2次試験 受験者数 (合格者数)	第3次試験 受験者数 (合格者数)	第4次試験 受験者数	最終 合格者数
行政 (大卒程度)	6月27日	1,229	924 (495)	456 (199)	191 (110)	109	83
社会福祉 (大卒程度)		86	68 (31)	31 (13)	— —	—	13
土木 (大卒程度)		41	29 (15)	14 (7)	— —	—	7
建築 (大卒程度)		62	50 (20)	20 (10)	— —	—	10
保健師		35	23 (13)	13 (5)	— —	—	5
獣医師		17	11 (5)	5 (3)	— —	—	3
消防 (大卒程度)		208	167 (48)	48 (23)	— —	—	23
学校事務 (大卒程度)		102	72 (17)	17 (7)	— —	—	7
行政 (高卒程度)	9月26日	43	36 (12)	12 (5)	— —	—	5
消防 (高卒程度)		65	57 (14)	12 (7)	— —	—	7
学校事務 (高卒程度)		12	9 (4)	4 (1)	— —	—	1
栄養士		26	21 (5)	4 (1)	— —	—	1

学校栄養士		19	16 (6)	6 (2)	— —	—	2
行政 (大卒程度)	11月23日	1,002	826 (404)	337 (84)	81 (62)	62	42
理学療法士	12月22日	7	6 (3)	2 (1)	— —	—	1
作業療法士		5	4 (3)	3 (2)	— —	—	2
言語聴覚士		9	7 (3)	3 (2)	— —	—	2

### (3) 職員採用選考

選考により採用できる職は、相模原市職員の任用に関する規則により定められています。また、その一部を相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定により各任命権者に委任しています。平成22年度に実施した職員採用選考試験は、次のとおりです。

#### ア 行政事務(身体障害者選考)(第1次試験:平成22年10月17日)

区分	試験段階	内容	最終合格発表	受験資格
身体障害者を対象とする 行政	第1次	(1) 教養試験 (択一式) (2) 個別面談	12月1日	次の要件のすべてを満たす人 (1) 昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている人 (3) 自力により通勤及び職務遂行が可能な人 (4) 活字印刷文又は点字による出題に対応可能な人
	第2次	(1) 身体検査 (2) 適性検査 (3) 面接カード (4) 個別面接		

#### (4) 職員採用選考実施結果

平成22年度に実施した職員採用選考試験実施結果は、次のとおりです。

試験区分	第1次試験 実施日	申込者数	第1次試験 受験者数 (合格者数)	第2次試験 受験者数 (合格者数)	最終 合格者数
身体障害者を 対象とする行政	10月17日	12	10 (4)	4 (1)	1

#### (5) 任命権者に委任している職員採用選考実施結果

各任命権者に委任している採用選考は、次のとおりです。

試験区分	申込者数	第1次試験 受験者数 (合格者数)	第2次試験 受験者数 (合格者数)	第3次試験 受験者数 (合格者数)	第4次試験 受験者数	最終 合格者数
社会福祉 (経験者)	102	102 (71)	68 (36)	35 (13)	13 (4)	4
土木 (経験者)	78	78 (75)	69 (25)	25 (14)	14 (5)	5
医師 (公衆衛生)	4	4 (2)	2 (2)	—	—	2
医師 (保健所長)	2	2 (2)	2 (0)	—	—	0
医師 (精神保健福祉)	1	1 (1)	1 (1)	—	—	1

## (6) 昇任

職員の昇任は、一部を除き選考によることができます。また、相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定により、各任命権者に委任しているものがあります。

平成22年度の昇任選考の実施状況は次のとおりです。

### ア 任命権者より昇任選考請求のあったもの

	行政職給料表(1)			消防職給料表		医療職給料表
	9級	8級	7級	8級	7級	4級
市長事務部局	4人	9人	35人			
議会			1人			
教育委員会	1人	1人	5人			
選挙管理委員会						
監査委員						
人事委員会						
農業委員会						
消防本部					3人	

### イ 各任命権者に委任しているもの

行政職給料表(1)				消防職給料表		医療職給料表		行政職給料表(2)
6級	5級	4級	3級	6級	5級	3級	2級	5級
100人	95人	107人	85人	14人	20人	1人		39人

## (7) 特定任期付職員及び一般任期付職員の採用の承認等

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、同法の規定に基づく職員の任期を定めた採用の承認及び採用した職員の任期更新の承認について審査をします。

平成22年度の審査状況は次のとおりです。

	申請書 受理件数	特定任期付 職員	一般任期付 職員
採用	3件		3人
任期の更新	1件		1人
他の職への任用			

## 2 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法第8条、第26条等の規定に基づき、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず調査・研究を行い、給料表が適当であるかどうかについて議会及び市長に対し同時に報告をするものとされています。また、給与を決定する諸条件の変化により、給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができるとされています。

平成22年度は、市議会及び市長に対して、平成22年10月6日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。概要につきましては、次のとおりです。

### 「平成22年 職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

#### 本年の給与勧告のポイント：月例給、期末・勤勉手当(ボーナス)ともに引下げ

##### ① 月例給の引下げ

職員給与が民間給与を上回っているマイナス較差(△4,620円(△1.12%))を解消するため、給料表の引下げ(初任給層を除く)及び地域手当の引下げ(支給率10%→9.5%(△0.5%))

##### ② 期末・勤勉手当の引下げ(4.15月分→3.95月分 (△0.2月分))

##### ③ 平均年間給与は△15.9万円(△2.37%)

#### ＜勧告の基本的な考え方＞

給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として、民間従業員や他の公務員との均衡を考慮し、社会一般の情勢に適応した適正な給与等勤務条件を確保する機能を有するものである。

本委員会は、市内民間従業員の本年4月分の給与、過去1年間のボーナスの支給実績等を調査して、本市職員の給与と精密な比較を行い、その結果をもとに勧告を行った。

#### 1 職種別民間給与実態調査

調査対象事業所は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所158事業所であり、そのうち、層化無作為抽出法により抽出された90事業所について実地調査を行った

#### 2 職員給与と民間給与の比較

##### (1) 月例給

民間従業員の給与	職員の給与(行政職(1))	較差
408,970円	413,590円	△4,620円(△1.12%)

##### (2) 特別給(ボーナス)

民間従業員の支給月数	職員の支給月数	差
3.96月分	4.15月分	△0.19月分

### 3 給与改定の内容

#### (1) 給料表

##### ① 行政職給料表(1)

平均0.70%の引下げ改定(初任給層は据置き、20歳台半ばの職員が受けるべき号給から、年齢及び役職段階の上昇に応じて引下げ幅を厚くし、減額)

##### ② その他の給料表

消防職給料表は、①に準じて引下げ改定(人材確保の観点から医療職給料表については据置き)

#### (2) 給料の経過措置額の取扱い

平成18年10月1日及び平成21年4月1日の給料の切替えに伴う経過措置額についても本年の給料表の改定率を踏まえて引下げ

#### (3) 地域手当 支給率10%を9.5%に引下げ

#### (4) 期末・勤勉手当

民間従業員の支給月数に見合うよう、年間支給月数を4.15月分から3.95月分に引下げ

#### (5) 実施時期等

##### ① 改定の実施時期

条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施

##### ② 調整措置

本年4月からの期間に係る較差相当分は、12月期の期末手当の額で減額調整

### 4 給与等勤務条件に関する諸課題

#### (1) 時間外勤務手当

民間事業所の調査結果及び人事院勧告の内容から、月60時間を超える時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務した時間を含めることが望ましい。

#### (2) 職員の休憩時間

民間事業所の調査結果及び国の状況から、1日7時間45分の勤務に対する休憩時間を現在の45分から60分とすることが望ましい。

### 5 人事行政に関する報告

#### (1) 人材の確保・育成等

##### ① 人材の確保

活力と魅力に満ちた「選ばれる都市づくり」を推進するために、市民一人ひとりの多様なニーズに的確に対応できる資質を備えた人材を確保することが必要

##### ② 人材の育成

任命権者においては、「相模原市人材育成基本方針」の趣旨を十分に踏まえ、政令

指定都市の職員にふさわしい人材の育成を着実に進めていくことが必要

### ③職員評価制度

職員においては、職員評価制度が人材育成の重要な手段であることを認識し、任命権者にあっては、公正な評価のための研修プログラムの充実や評価結果を参考とした給与への適正な反映を進めるとともに、昇任や人事配置など活用先の拡大の検討も必要

## (2)勤務環境の整備

### ①時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減に当たっては、組織を挙げた業務の簡素化・効率化と適正な人員配置が求められ、所属長等は所属職員の適切な業務の割振りを図って効率的な業務進行に努め、職員は業務の優先順位を明確にして計画的に仕事を進めることが重要

### ②ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

仕事と仕事以外の家庭生活、地域・社会活動などの様々な活動を、職員自らが希望するバランスで展開できるよう、必要な環境整備を行うことを強く要望

### ③職員の健康管理

メンタル疾患を中心に長期に休業する職員の増加に対して、「相模原市職員健康管理指針」に基づく具体的な取組の推進など、職員が心身の健康を保持し、能力を発揮できる勤務環境の整備が必要

## (3)公務員を巡る諸課題

### ①高齢期の雇用問題

公務員の65歳定年に向けた制度見直しの骨格を示した本年の人事院の勧告を受けて、民間企業の状況、国及び他都市の動向を注視しながら、職員の高齢期雇用の問題における課題や方策について、調査研究を進めていくことが必要

### ②公務員倫理の確保

不祥事の再発防止に向けて、具体的な組織としての取組を進めることが重要であり、職員一人ひとりが、相模原市職員としての誇りと使命を自覚し、自信と希望を持ち公務に取り組むことを強く期待

### ③職員意識の実態把握

本委員会が公正・中立な人事行政の専門機関として、人事行政に関する調査研究を進める中で、職員の意識(意見、ニーズ)の実態把握に努めることが必要

【参考】給与勧告に伴う職員の平均年間給与 (行政職(1)職員 平均年齢42.8歳)

勧告後	勧告前	増減
653.6万円	669.5万円	△15.9万円 (△2.37%)

給与勧告に伴う所要額 △ 約6億1千万円

### 3 条例の制定、改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

平成22年度には、議会からの求めに対し、次のとおり意見を提出しました。

意見提出 年月日	条例案	意見の内容
平成22年 5月28日	相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例及び相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について(市議会6月定例会議案第50号)	本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の改正に伴い、育児休業をすることができる要件の緩和等の改正を行おうとするものである。このような改正は、急速な少子化の進行等に対応するために、仕事と生活の調和を図り得るような職員の勤務環境を整備する観点から適当と認められるので、異議のないものである。
平成22年 11月18日	相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について(市議会12月定例会議案第87号)	本議案は、本委員会が行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」において、職員の健康増進や公務能率の向上を図るために改正が望ましいとした報告の趣旨に沿った休憩時間の改正などを行おうとするものであり、異議のないものである。
	相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について(市議会12月定例会議案第88号)	本議案は、退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるときにおいて、退職手当の返納を命ずることができることとする等、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する市民の信頼確保に資する改正を行おうとするものであり、異議のないものである。
	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について(市議会12月定例会議案第89号)	本議案は、国及び他の地方公共団体における国際機関等に派遣される職員に係る給与の算定方法の改正の状況等を勘案し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に支給する給与の算定方法に係る規定の改正を行おうとするものであり、異議のないものである。

<p>相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について(市議会12月定例会議案第106号)</p>	<p>本議案のうち、本委員会が行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」において勧告した部分については、その内容に沿ったものであり、また、医療職の職務の級の追加に関する部分については、保健所長の職務を考慮し、新たに職務の級4級を追加するものであり、異議のないものである。</p>
<p>相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について(第3条及び第4条の相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正に限る。)(市議会12月定例会議案第107号)</p>	<p>本議案は、国の特別職の職員に対する期末手当及び本市の一般職の職員に対する期末手当の支給割合の改定状況等を勘案し、教育長に支給する期末手当の改定を行うおとするものであり、異議のないものである。</p>

#### 4 勤務条件に関する措置の要求

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、人事委員会は、その要求を審査し、判定を行うとともに、その結果に応じて必要な勧告等を行います。平成22年度における勤務条件に関する措置の要求の状況は、次のとおりです。

事案数			審理状況	翌年度への繰越
新規要求	係属	計		
2	0	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年6月23日 判定(却下)</li> <li>○ 平成22年12月15日 判定(一部却下、一部棄却)</li> </ul>	0

#### 5 不利益処分に関する不服申立て

地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、人事委員会は、これを審査し、請求内容に理由があると認めた場合は、処分の取り消し、修正の裁決を行います。また、必要に応じて、職員が受けた取扱いを是正するための指示を行います。

平成22年度は、不服申立ての事案はありませんでした。

## 6 苦情相談

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の相談があった場合は、職員の苦情相談に関する規則の規定に基づき、助言、指導、あつせんその他の必要な措置を執ります。

平成22年度は、1件の相談がありました。

相談 件数	相談内容						処理状況	
	任用 関係	給与 関係	勤務条件 ・ サービス関係	福利厚生 関係	職場環境 関係	その他	完結 事案	翌年度へ 繰越し
1	1	0	0	0	0	0	0	1

## 7 職員団体の登録

地方公務員法第53条第5項の規定に基づき、職員団体からの登録申請を受けた場合は、構成員や規約等を確認し、登録を行います。

登録されている職員団体は、次のとおりです。

(平成22年4月1日現在)

登録年月日	職員団体の名称
昭和41年10月5日	相模原市職員労働組合
昭和50年7月15日	相模原市立小中学校管理職組合

## 8 管理職員等の範囲

管理職員等と管理職員等以外の職員は、同一の職員団体を組織することができず(地方公務員法第52条第3項)、管理職員等の範囲は人事委員会の規則で定めるところとされています(同条第4項)。

人事委員会では、管理職員等の範囲を定める規則を制定し、次のとおり管理職員等の範囲を定めています。

(平成22年4月1日現在)

機関		職
市長の事務部局	本庁機関	局長、危機管理監、理事、部長、担当部長、参事、総務室長、課長、室長、所長、課長代理、副所長、担当課長及び主幹 (秘書課) 総括副主幹及び副主幹 (総務法制課) 法制又は訴訟を担当する総括副主幹及び副主幹並びに訴訟を担当する主査 (職員課) 定数、人事、給与、サービス又は労務を担当する総

		括副主幹、副主幹、主査及び主任 (財務課) 総括副主幹及び副主幹 (保育課) 労務を担当する総括副主幹及び副主幹
	行政機関及び出先機関	所長、参事、課長、室長、園長、場長、課長代理、所長代理、副所長、場長代理、担当課長及び主幹
	区役所	区長、参事、課長、所長、課長代理、所長代理、担当課長、主幹及び区会計管理者
	/	会計管理者
会計課		参事、課長、担当課長及び主幹
議会事務局		事務局長、参事、課長、担当課長及び主幹
教育委員会	/	教育長
	教育局	局長、部長、参事、総務室長、課長、課長代理、担当課長及び主幹 (教育総務室) 人事、給与、服務又は労務を担当する総括副主幹、副主幹及び主査 (学校保健課) 労務を担当する総括副主幹 (教職員課) 人事、給与、服務又は労務を担当する総括副主幹及び副主幹並びに主査(指導主事に限る。)
	学校以外の教育機関等	所長、館長、所長代理、館長代理、担当課長及び主幹
	学校	校長、教頭、園長及び主幹
市選挙管理委員会事務局		事務局長、参事、次長、担当課長及び主幹
区選挙管理委員会事務局		事務局長、担当課長及び主幹
監査委員事務局		事務局長、参事、次長、担当課長及び主幹
人事委員会事務局		事務局長、参事、次長、担当課長、主幹、総括副主幹、副主幹、主査及び主任
農業委員会事務局		事務局長、参事、次長、担当課長及び主幹

## 9 労働基準監督機関としての職権の行使

職員については、原則として労働基準法、労働安全衛生法等が適用されますが、地方公務員法第58条第5項の規定により、現業職員以外の職員(労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署(別表第1に掲げる事業を除く。)に該当する事業所に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員)の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、人事委員会が行うこととしています。

## 10 人事委員会規則の制定、改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるかとされています。

平成22年度において、制定又は改正した規則は次のとおりです。

規則番号	公布年月日	施行年月日	件名	備考
第 35 号	平成 22 年 4 月 20 日	平成 22 年 4 月 1 日	相模原市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
第 36 号	平成 22 年 6 月 30 日	平成 22 年 6 月 30 日	相模原市一般職の職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
第 37 号	平成 22 年 6 月 30 日	平成 22 年 6 月 30 日	平成18年10月の一般職の職員の給料の切替えに伴う経過措置による給料の支給に関する規則及び平成21年4月の一般職の職員の給料の切替えに伴う経過措置による給料の支給に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
第 38 号	平成 22 年 8 月 17 日	平成 22 年 8 月 20 日	相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び相模原市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
第 39 号	平成 22 年 11 月 30 日	平成 22 年 12 月 1 日	相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
第 40 号	平成 22 年 11 月 30 日	平成 22 年 12 月 1 日	平成18年10月の一般職の職員の給料の切替えに伴う経過措置による給料の支給に関する規則及び平成21年4月の一般職の職員の給料の切替えに伴う経過措置による給料の支給に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
第 41 号	平成 22 年 11 月 30 日	平成 22 年 12 月 1 日	相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	一部改正
第 42 号	平成 22 年 12 月 24 日	平成 22 年 12 月 24 日	退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則	新規制定
第 43 号	平成 22 年 12 月 24 日	平成 22 年 12 月 24 日	相模原市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
第 44 号	平成 22 年 12 月 24 日	平成 22 年 12 月 24 日	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成 23 年 第 1 号	平成 23 年 1 月 20 日	平成 22 年 4 月 1 日	相模原市一般職の職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	一部改正

第2号	平成23年 1月20日	平成23年 1月20日	相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
第3号	平成23年 3月3日	平成23年 4月1日	相模原市一般職の職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
第4号	平成23年 3月15日	平成22年 3月15日	相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	一部改正
第5号	平成23年 3月16日	平成23年 4月1日	相模原市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
第6号	平成23年 3月31日	平成23年 4月1日	相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
第7号	平成23年 3月31日	平成23年 4月1日	相模原市一般職の職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
第8号	平成23年 3月31日	平成23年 4月1日	相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
第9号	平成23年 3月31日	平成23年 4月1日	相模原市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	一部改正

平成 22 年度  
人 事 委 員 会 年 報  
平成 23 年 6 月 発 行

相模原市人事委員会事務局  
〒252-5277 相模原市中央区富士見 6-6-23  
けやき会館 4 階  
電 話 042-769-9810